

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

令和4年第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年10月20日(木) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第9回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>7番 橋川委員、8番 空田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第50号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第50号から第51号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、町から農業委員会に対して意見照会がありました。</p> <p>まず、熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。</p> <p>当該計画書は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町が策定した計画書でございます。</p> <p>計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では現在、約130haを農用地区域として指定しているところでございます。</p> <p>この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。</p> <p>本町では、6月末と12月末、年に2回受付をしたものについて、町としての審査、広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧や15日間の異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、農用地区域から除外することが出来るものとされております。</p> <p>除外後は、今後改めて農地転用の許可申請について、ご審議して頂くこととなります。説明については、この度行うので、次回許可申請時には、説明を省力することで進めてきております。</p> <p>それでは、議案50号について議案説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、萩原地区の〇〇〇〇〇から南東に位置する田1筆となります。</p>

	<p>申請地は現在耕作しておらず、農用地区域からの除外申出理由としましては、太陽光発電設備の設置となっております。</p> <p>申請地については、今後耕作を行っていく他の耕作者もいない中、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地として残すよりは、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、この度、農用地区域からの除外申出がされております。</p> <p>除外面積は、1,359 m²ですが、太陽光発電として計画している転用面積は、除外済の農地等を含め2,191 m²、パネル枚数は174枚となっております。</p> <p>申請人は、その他土地を所有していますが、当該地は、平坦地で日光を遮る障害物もなく、周囲へ民家も少ないため、転用することによって生じる影響がないと思われまます。</p> <p>代替地の検討については、市街化区域に土地を所有しておらず、山林を所有しておりますが、日当たりの関係から太陽光パネル設置については、難しいとのことで、代替え可能な土地はないとの判断をされております。その他、利用集積にも与える影響は無いと認められること、被害防除措置計画書によると、土地造成は行わないとされており、周囲への影響は及ぼさないとのことです。</p> <p>また、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>なお、本日この議案について認められた場合であっても、引き続き、県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良 正喜委員、お願いします。</p>
世良正喜委員	<p>10月14日、金曜日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、事務局が説明したとおりですが、農業振興地域からの除外の手続きは、この度の議案にある〇〇〇〇〇番の田 1筆のみですが、農地転用は、すでに除外済である〇〇〇〇〇番1を含めた、2筆で太陽光発電設備を設置するための手続きをされるご計画のようです。</p> <p>計画されている太陽光発電設備の周辺には、特に障害になるような構造物は</p>

	<p>何もなく、日当たりとしては、たいへん良好な場所であると思います。</p> <p>事務局による説明でもあったように、現地は休耕中で、イノシシが掘り返して荒らしているような状況を確認しました。これまで耕作を行っていない状況が続いており、今後も耕作を続けていくことに苦慮されていたところ、太陽光発電設備を設置する計画となったようです。手続きとしては、所有権をお譲りになるようです。</p> <p>太陽光発電設備の工事計画によれば、許可後に工事に着工し、太陽光パネルは、全体枚数は174枚設置される計画となっています。</p> <p>現地では、境界は明確となっており、近隣へ迷惑をかけるようなこともないと思われます。また、申請書及び添付書類等にも問題になるようなことは無いと思いますので、許可相当の内容であると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第1、議案第50号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第50号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	<p>続いて、日程第2、議案第51号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号について説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、初神地区の〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇を約100m程度北上したところに位置する田1筆で、面積は、8.62㎡となっております。</p> <p>申請地については、隣接する道路敷地の残地と見込まれますが、非常に小さく耕作できるような規模ではなく、休耕状態でした。</p> <p>農用地区域からの除外申出理由としましては、隣接地の駐車場の一部としての活用となっております。</p>

	<p>当該地については、隣接地所有者が隣接地を令和3年2月に農振法12条公告により、農振除外し、現在は駐車場として活用されており、ちょうど駐車場敷地への入口にあたる場所となるため、隣接地所有者の利用上の利便性向上の観点から、本申出手続きとなっております。</p> <p>代替地の検討について申請者は、市街化区域に田や畑を所有しておりますが、駐車場用地の進入路として、代替えは効かないものとして、代替え性の要件は満たすものと判断しております。</p> <p>また、利用集積にも与える影響は無いと考えられます。</p> <p>このほか、土地改良事業は施工されておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>それではただ今の件について、10月13日に役場の担当の方と一緒に現地を確認して参りました。</p> <p>場所とかその場所の状況については、今、役場のほうから説明があったとおりです。</p> <p>私は、この土地については、すぐ先の50、60m先に住んでいるものから、子供の時からあの土地のことをよく知っているもので、初神地域については、水が少ないところでして、田植え時期になると各農家ともに、水に非常に困った時代があったのですが、そういう観点から、今度、ここを駐車場の入口として使われて、コンクリートを打ったりいろいろなことをされていくと、下の人が困るんじゃないかと思って、そういう目で見させて頂きました。それ以外のことについては、今、役場から説明がありましたように、全くその通りです。</p> <p>今の水という観点から見まして、この土地は先ほども話がありましたように拡幅工事のときに約1m余りくらい道を広くして、そこは昔は石積みの路壁、道路の畔の壁といいますか、路壁を作っておったんですが、きれいにコンクリートで溝をつくっておられまして、昔は水が要るときには石をはぐって田んぼに水を入れて、また戻しておるようなところが多かったのですが、コンクリー</p>

トになると勝手には出来ないものですから、今後、どうかなという目で周囲も全部一緒に見ましてですね、下の田んぼについてはすでにきちっとしたコンクリートで水路から水をとるようにされておりましたのでこれは全然問題ないと思いました。

それからさきほど説明がありましたように西側と北側へ田んぼがあるのですが、すでに西側については、〇〇〇〇〇さんが駐車場として整備するときに申請されてここで審議するときの令和3年3月に問題なかろうと許可がおりてすでに埋めておられます。

埋めておられるので排水をどのようにされるのかということで見ましたら、排水については現状の中央道の側壁のところに排水溝もきちっと入れてありまして、大雨が降っても駐車場に水が溜まって下の田に流れていくということは無いだろうというように見えました。

それから、この土地が先ほども説明がありましたように、8㎡余りと非常に狭いところですけど、横幅が約6mで奥行きが約1.5m幅あるところでして、田んぼの両面にはコンクリートできちっと側壁が作られておりまして田んぼの土も川の中へ流れることは無いし、それから最終的にわずか8㎡であるのですがもうちょっと埋めてですね、きちっと駐車場にされたとしても、川に大雨が降って砂が流れても下の人が迷惑するというのもまず無いだろうと思います。

したがって、周囲に家も無いし、周辺の環境へ与える影響も無いと思いました。

それからもう一つは、入口は初神の中央道というのは子供の通学路に使われておって、役場の方で通学路へ赤いゴムのポールを建ててですね、自動車が離合するときにそれに当たるためにスピードが出ないように役場の方はしておられます。したがって、この道を子供が通っておるときは、2台が離合しなければならないときは交通上の問題がちょっとあるかもしれないと感じました。ただ、それによって子供が通れないということも無いのでですね、一応、何ら危ないというような状態にもなっていないと思いました。

したがって、環境への影響という観点からみても問題は無いし、今回、ここに駐車場が出来ても地域への影響はまず無いだろうと思いました。

それから駐車場を作ると、さきほども言いましたように大雨が降ったときに

	<p>ですね、まず下の方へ流れていくのですが、それがどうかと見ていたのですが、今、現状は下の田んぼとの間は、石積みになっておりますけど、ゴムの砂の流れ防止を入れておられますので雨が降っても砂が下に流れていくことは無いだろうと思います。</p> <p>したがって本件については、問題としては無いのではないという印象を受けました。以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第2、議案第51号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第51号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第3 報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、9月の1か月間の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、議案ページのとおり、萩原地区1件、出来庭地区2件の、計3件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は11月21日(月)に開催予定です。</p> <p>議案については11月14日(月)以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第9回熊野町農業委員会を閉会します。</p>